

横浜港大さん橋国際客船ターミナル撮影利用に関する要綱

横浜港大さん橋国際客船ターミナル（以下「ターミナル」という。）における商業目的撮影に関して、次のとおり定めます。

（総則）

第1条 ターミナルにおける商業目的撮影に関しては、別に定めのあるものを除き、この要綱に定めるところによります。

（撮影に関する手続き）

第2条 撮影を行なおうとするもの（以下「撮影利用者」という。）は、事前に申請書及び企画書等撮影の内容がわかる資料を大さん橋ターミナル指定管理者（以下「管理者」という。）に提出し、管理者の承認を受けてください。

（撮影料金）

第3条 撮影料金（以下「料金」という。）については、別表1のとおりとします。

- 2 料金は、利用前日までの銀行振込、もしくは利用当日の現金払いとします。
- 3 原則として、お支払いいただいた料金は返還しません。
- 4 横浜市及び横浜港並びにターミナルの広報宣伝を目的とするものや、その他管理者が適当と認めるときは、撮影料金が無料となる場合があります。

（利用場所）

第4条 撮影場所は、大さん橋国際客船ターミナルにおいては、屋上広場および出入国ロビー内とします。

（利用できない日）

第5条 ターミナルにおいて花火観覧など大型のイベントが開催される日。

- 2 管理者が施設管理上、支障があると判断する場合。

（警備員の配置）

第6条 撮影利用者は、撮影の時間及び人数等により、一般利用者の安全を確保する要員（警備員）を配置しなくてはなりません。

- 2 警備員の配置に関する事項については別に定めるものによります。

（電源の利用）

第7条 当施設の既設電源は原則として利用できないので、蓄電池等を使用してください。

ただし、少量の電源及び発電機等の持ち込みが必要な場合は、事前に管理者と協議してください。

（利用上の制限）

第8条 次の事項に該当する場合は、撮影承認を行いません。

- (1) 公序良俗に反するとき。
- (2) 密輸や麻薬取引等、横浜港のイメージを損なうとき。

- (3) 海に飛び込むものや火薬を用いる爆破シーン等、危険な行為を伴うとき。
- (4) 焚き火などの火気を使用したり、ガソリン等の危険物を使用するとき。
- (5) 大掛かりなセットや通行規制等、一般利用者の利用を大幅に制限するとき。
- (6) 施設への直接工作等、施設を損壊する恐れのあるとき。
- (7) 騒乱や、大音量の発生等が予想される撮影内容及び性質のとき。
- (8) その他管理者が管理上不相当と判断したとき。

(撮影承認の取り消し)

第9条 次の事項に該当する場合は、撮影の承認を取り消すことがあります。また、その際の損害等については、管理者は責任を負いません。

- (1) 前条に定める行為があるとき。
- (2) 承認された場所以外を利用したとき。
- (3) 広範囲に及ぶ利用や大音量の発生などにより、一般利用者に支障を生じたとき。
- (4) 災害その他不可抗力によって、撮影の利用ができなくなったとき。
- (5) その他管理者が管理上不相当と判断したとき。

(撮影利用者の守るべき事項)

第10条 撮影利用者は、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 撮影により生じたゴミ等は、必ずお持ち帰りください。
- (2) 撮影に当たっては、一般利用者の通行並びに利用の妨げにならないよう必要最小限にしてください。
- (3) 撮影時は、一般利用者の安全を確保する要員を配置してください。
- (4) 撮影中は、公共施設の管理のため、管理者の指示に従ってください。
- (5) 撮影の開始に当り、利用者の代表は、管理者から指定腕章の交付を受け、常に携帯し、終了時には速やかに返却してください。
- (6) 撮影終了時には、管理者による利用場所の確認を受けてください。
- (7) 施設、設備などに損害を与えた場合は、損害額を賠償していただきます。
- (8) 関係者や出演者等の駐車車両は、隣接有料駐車場を利用してください。

(その他)

第11条 この要綱に定めない事項については、必要の都度、管理者と撮影利用者との協議することとします。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表1

スチール・ムービー撮影料金表

種別	単位	金額(円)
スチール撮影	1日(4時間まで)	15,000円
	1日(4時間以上)	30,000円
ムービー撮影	1日(4時間まで)	30,000円
	1日(4時間以上)	60,000円